

## 大学院生物資源科学研究科規則

(島大生物資源科学部規則第2号)

[平成16年4月1日制定]

[令和2年12月23日最終改正]

(趣旨)

第1条 島根大学大学院生物資源科学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項については、大学院学則(平成16年島大学則第3号)及びこれに基づく特別の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第1条の2 研究科は生物、生態、生命、生産、生活を包含する「ライフ」に関する科学的知識・能力を基礎に、専攻分野に関する高度の専門知識と応用能力を修得し、広く社会の発展に貢献し得る高度専門職業人の養成、独創的な発想力をもつ研究者の養成及び地域の再生・活性化に寄与し指導的役割を担う人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

(専攻)

第2条 研究科に置く専攻は、次のとおりとする。

生物生命科学専攻

農林生産科学専攻

環境資源科学専攻

(教育及び研究における教員組織)

第2条の2 研究科の教育及び研究における教員組織は、本学の教授、准教授、講師及び助教のうち、研究科における教育及び研究指導を担当する資格を有する者をもって編成する。

(教育方法)

第3条 研究科における教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

(授業科目及び単位数)

第4条 研究科における授業科目及び単位数等は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

2 研究科教授会が教育又は研究上必要と認めたときは、前項の授業科目のほか、特別に授業科目を開設することができる。

(指導教員及び研究指導)

第5条 学生への体系的な研究指導のため、指導教員を置き、研究科を担当する複数の教員をもって充てる。

2 指導教員のうち、学生の研究指導を総括的に担当する者を主指導教員、主指導教員とともに研究指導を行う者を副指導教員とし、学生1人について主指導教員1人、副指導教員1人とする。

3 前項の主指導教員は、研究科の研究指導の資格を有する教授、准教授又は講師をもって充てる。

- 4 研究科長は、研究科教授会の議を経て、主指導教員及び副指導教員を指名する。
- 5 主指導教員は、学生に対して、研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 6 前項に定めるもののほか、研究指導の方法及び内容に関し必要な事項は、別に定める。  
(入学の時期)

第6条 入学の時期は、4月又は10月とする。

(履修コース)

第7条 第1条の2に定める教育研究上の目的を達成するため、研究科に課題研究コース、学術研究コース及び地域産業人育成コースを置く。

- 2 課題研究コースは主に高度専門職業人の養成を、学術研究コースは主に研究者の養成を、地域産業人育成コースは主に地域の再生に指導的役割を果たす人材の養成を目的とする。
- 3 履修コースは、主指導教員及び学生が協議して決定する。

(履修方法等)

第8条 学生は、主指導教員の指示に従って、別表1のとおり必修科目及び選択科目の単位を合わせて30単位以上修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

- 2 学生は、主指導教員が特に必要と認めた場合は、別表2の授業科目を履修することができる。これにより修得した単位は、前項の単位に含めることができる。
- 3 学生は、学年又は学期の始めにあらかじめ主指導教員の指示に従い、履修しようとする授業科目を定め、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

(他の大学院における授業科目の履修)

第9条 学生は、主指導教員の指導により、他の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により、他の大学院の授業科目を履修しようとするときは、研究科教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により修得した単位は、10単位を限度として第11条第1項及び前条第1項の単位に含めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、他の大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第10条 学生は、主指導教員の指導により、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受けることができる。

- 2 前項の規定により、他の大学院等において研究指導を受けようとするときは、研究科教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、他の大学院等において研究指導を受けることに関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 学生は、入学前の既修得単位の認定を受けることができる。

- 2 前項の規定により、入学前の既修得単位の認定を受けようとするときは、研究科長に願い出なければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定

める。

(単位の授与)

第12条 単位は、学生が履修した授業科目について、授業科目担当教員が行う試験に合格したときに与える。

2 前項の規定による試験は、学期末又は学期の中途において筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告書等によって行うものとする。

(追試験)

第13条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、前条第1項の試験を受けることができなかつたときは、追試験を受けることができる。

2 前項の規定により、追試験を受けようとする者は、授業科目担当教員の承認を得て、研究科長に願い出て、許可を受けなければならない。

(修士論文)

第14条 学生は、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに、修士論文を研究科長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、修士論文の審査及び試験に関し必要な事項は、別に定める。

(特定の課題についての研究の成果)

第15条 前条第1項の修士論文に代えて、特定の課題についての研究の成果（以下「研究成果」という。）を提出する学生は、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、研究成果の審査及び試験に関し必要な事項は、別に定める。

(社会人学生に対する教育方法の特例)

第16条 研究科教授会が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間、土曜日その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。

2 前項の規定による学生の履修方法については、別に定める。

(外国人留学生に対する教育方法の特例)

第17条 研究科教授会が外国人留学生の教育上特別の必要があると認めるときは、英語による授業及び研究指導を行うことができる。

2 前項の規定による特別の履修課程は、留学生特別コースといい、留学生特別コースの学生は、第2条に掲げる専攻のうち、研究科教授会が定める専攻に所属するものとする。

(外国人留学生の履修の特例)

第18条 外国人留学生のうち、研究科長が特に必要と認めた場合は、主指導教員の指示に従って、別表2のとおり必修科目及び選択科目の単位を合わせて30単位以上修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 前項の外国人留学生のうち、主指導教員が特に必要と認めた場合は、別表1の授業科目を履修することができる。これにより修得した単位は、前項の単位に含めることができる。

(特別聴講学生)

第19条 特別聴講学生の受入等に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第20条 特別研究学生の受入等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第21条 研究科において所要資格を取得することができる教育職員免許状の種類等は、次のとおりとする。

種類・教科 専攻	免許状の種類・教科	
	中学校専修免許状	高等学校専修免許状
生物生命科学専攻	理 科	理 科
農林生産科学専攻		理科，農業
環境資源科学専攻		

(組織的研修等)

第22条 研究科において授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 島根大学大学院学則（平成16年島大学則第3号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日において島根大学大学院生物資源科学研究科（以下「旧島根大学大学院生物資源科学研究科」という。）に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月以降に在学者の所属する年次に転入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）が旧島根大学大学院生物資源科学研究科を修了するために必要であった教育課程の履修は島根大学大学院生物資源科学研究科が行うものとし、在学者及び転入学者等の教育課程に関し必要な事項は平成15年9月30日における旧島根大学大学院生物資源科学研究科規則等の定めるところによる。
- 3 平成15年10月1日以降に島根大学大学院生物資源科学研究科に入学し、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者の教育課程に関し必要な事項は、平成16年3月31日における島根大学大学院生物資源科学研究科規則等の定めるところによる。

附 則（平成17年1月19日一部改正）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年1月25日一部改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年1月24日一部改正）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月30日一部改正）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月18日一部改正）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年2月24日一部改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月23日一部改正）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月26日一部改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月22日一部改正）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月20日一部改正）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月19日一部改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月18日一部改正）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年11月25日一部改正）

この規則は、平成27年11月25日から施行する。

附 則（平成28年2月28日一部改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月15日一部改正）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院生物資源科学研究科規則別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

別表1

## 1 生物生命科学専攻

科目区分	授 業 科 目	セメスター				課題研究 コース		学術研究 コース		地域産業人 育成コース		備 考
		I	II	III	IV	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
研究科 共 通	科学方法論	1				1		1		1		
	生物資源科学論	1				1		1		1		
	MOT特論	2					2		2	2		
	発表方法	1					1	1			1	
	科学英語		1				1	1			1	
	学会発表		2					2				いずれかのセメスターで2単位履修
	実践発表		2			2					2	いずれかのセメスターで2単位履修
専攻共通	生物生命科学論	2				2		2		2		
専門科目	地域再生システム特論	2					2		2	2		
	中山間地域経営特論		2							2		
	分子構造機能特論	2					2		2		2	
	細胞構造機能特論	2					2		2		2	
	生体制御機構特論	2					2		2		2	
	植物ゲノム応用科学特論		2				2		2		2	
	微生物機能特論		2				2		2		2	
	生物多様性特論	2					2		2		2	
	形態形成特論		2				2		2		2	
	作物生産学特論	2					2		2		2	
	植物機能開発学特論		2				2		2		2	
	他専攻開講科目											
	機能性物質・食品の応用の基礎		2				2		2		2	生資・医・理工連携科目
	医療のための光工学の基礎		2				2		2		2	生資・医・理工連携科目
専攻演習	生物生命科学専攻演習Ⅰ	1				1		1		1		
	生物生命科学専攻演習Ⅱ		1			1		1		1		
	生物生命科学専攻演習Ⅲ			1		1		1		1		
	生物生命科学専攻演習Ⅳ				1	1		1		1		
専攻研究	生物生命科学専攻課題研究Ⅰ	3				3						
	生物生命科学専攻課題研究Ⅱ		3			3						
	生物生命科学専攻課題研究Ⅲ			3		3						
	生物生命科学専攻課題研究Ⅳ				3	3						
	生物生命科学専攻学術研究Ⅰ	3						3				
	生物生命科学専攻学術研究Ⅱ		3					3				
	生物生命科学専攻学術研究Ⅲ			3				3				
	生物生命科学専攻学術研究Ⅳ				3			3				
	生物生命科学専攻地域課題研究Ⅰ	3								3		
	生物生命科学専攻地域課題研究Ⅱ		3							3		
	生物生命科学専攻地域課題研究Ⅲ			3						3		
	生物生命科学専攻地域課題研究Ⅳ				3					3		

※各コースごとに、科目区分に応じ、授業科目を履修し、合計30単位以上修得すること。

2 農林生産科学専攻

科目区分	授 業 科 目	セメスター				課題研究 コース		学術研究 コース		地域産業人 育成コース		備 考
		I	II	III	IV	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
研究科 共 通	科学方法論	1				1		1		1		
	生物資源科学論	1				1		1		1		
	MOT特論	2					2		2	2		
	発表方法	1					1	1			1	
	科学英語		1				1	1			1	
	学会発表			2				2				いずれかのセメスターで2単位履修
	実践発表			2		2					2	いずれかのセメスターで2単位履修
専攻共通	農林生産科学論	2				2		2		2		
専門科目	地域再生システム特論	2					2	2	2			
	中山間地域経営特論		2				2	2	2			
	作物生産学特論		2				2	2		2		
	農業生産環境学特論	2					2	2		2		
	森林生態学特論	2					2	2		2		
	農業・農村開発史特論	2					2	2		2		
	農業経営経済分析特論	2					2	2		2		
	動物生産学特論		2				2	2		2		
	植物機能開発学特論		2				2	2		2		
	植物病理学特論		2				2	2		2		
	森林資源管理学特論		2				2	2		2		
	森林情報学特論	2					2	2		2		
	水資源利用論		2				2	2		2		
	施設工学特論		2				2	2		2		
他専攻開講科目												
	機能性物質・食品の応用の基礎			2			2	2		2		生資・医・理工連携科目
	医療のための光工学の基礎			2			2	2		2		生資・医・理工連携科目
専攻演習	農林生産科学専攻演習Ⅰ	1				1		1		1		
	農林生産科学専攻演習Ⅱ		1			1		1		1		
	農林生産科学専攻演習Ⅲ			1		1		1		1		
	農林生産科学専攻演習Ⅳ				1	1		1		1		
専攻研究	農林生産科学専攻課題研究Ⅰ	3				3						
	農林生産科学専攻課題研究Ⅱ		3			3						
	農林生産科学専攻課題研究Ⅲ			3		3						
	農林生産科学専攻課題研究Ⅳ				3	3						
	農林生産科学専攻学術研究Ⅰ	3						3				
	農林生産科学専攻学術研究Ⅱ		3					3				
	農林生産科学専攻学術研究Ⅲ			3				3				
	農林生産科学専攻学術研究Ⅳ				3			3				
	農林生産科学専攻地域課題研究Ⅰ	3								3		
	農林生産科学専攻地域課題研究Ⅱ		3							3		
	農林生産科学専攻地域課題研究Ⅲ			3						3		
	農林生産科学専攻地域課題研究Ⅳ				3					3		

※各コースごとに、科目区分に応じ、授業科目を履修し、合計30単位以上修得すること。

### 3 環境資源科学専攻

科目区分	授 業 科 目	セメスター				課題研究 コース		学術研究 コース		地域産業人 育成コース		備 考
		I	II	III	IV	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
研究科 共 通	科学方法論	1				1		1		1		
	生物資源科学論	1				1		1		1		
	MOT特論	2					2		2	2		
	発表方法	1					1	1			1	
	科学英語		1				1	1			1	
	学会発表			2				2				いずれかのセメスターで2単位履修
	実践発表			2		2					2	いずれかのセメスターで2単位履修
専攻共通	環境資源科学論	2				2		2		2		
専門科目	地域再生システム特論	2					2		2	2		
	中山間地域経営特論		2							2		
	水圏生態学特論	2					2		2		2	
	動物生態学特論	2					2		2		2	
	土壌生態学特論	2					2		2		2	
	水環境計測学	2					2		2		2	
	水文学特論	2					2		2		2	
	水資源利用論		2				2		2		2	
	環境生態工学特論		2				2		2		2	
	施設工学特論		2				2		2		2	
	環境と生物の物理学特論		2				2		2		2	
	他専攻開講科目											
	機能的物質・食品の応用の基礎		2				2		2		2	生資・医・理工連携科目
	医療のための光工学の基礎		2				2		2		2	生資・医・理工連携科目
専攻演習	環境資源科学専攻演習Ⅰ	1				1		1		1		
	環境資源科学専攻演習Ⅱ		1			1		1		1		
	環境資源科学専攻演習Ⅲ			1		1		1		1		
	環境資源科学専攻演習Ⅳ				1	1		1		1		
専攻研究	環境資源科学専攻課題研究Ⅰ	3				3						
	環境資源科学専攻課題研究Ⅱ		3			3						
	環境資源科学専攻課題研究Ⅲ			3		3						
	環境資源科学専攻課題研究Ⅳ				3	3						
	環境資源科学専攻学術研究Ⅰ	3						3				
	環境資源科学専攻学術研究Ⅱ		3					3				
	環境資源科学専攻学術研究Ⅲ			3				3				
	環境資源科学専攻学術研究Ⅳ				3			3				
	環境資源科学専攻地域課題研究Ⅰ	3								3		
	環境資源科学専攻地域課題研究Ⅱ		3							3		
	環境資源科学専攻地域課題研究Ⅲ			3						3		
	環境資源科学専攻地域課題研究Ⅳ				3					3		

※各コースごとに、科目区分に応じ、授業科目を履修し、合計30単位以上修得すること。